

住みよい木津川市・相楽郡をみなさまとともに！

京都府議会議員 心でやす 祥一

府政報告

筆

ふでやす 人通信

第9号 (2026年夏増刊号)

ごあいさつ

このたびの令和8年熊本地震におきまして、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、謹んでご遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。

そして、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。また、酷暑の中、現地にて復旧活動にあたられている皆様方に心から感謝を申し上げます。

さて、私たちの住む木津川市・相楽郡は、木津川と流入する支川によって豊かな自然環境に恵まれ、古くから歴史の舞台であった土地ですが、近年の降雨状況は今まで培った見識をはるかに超えるものとなってきております。また、真夏に彩りを添えるヒマワリも梅雨明け前に満開を迎えており、動植物の生活環境にも大きな変化が訪れています。地球温暖化の波を少しでも緩やかにし、必要な防災・減災対策を行うことによって、次世代へ豊かな自然環境を残していきたいと心から思っております。

今号は紙面をいつもの倍に増やした初めての8ページ構成で、6月議会の報告を中心にお届けいたします。

本議会においては、一般質問の機会を得ましたので、その内容の詳細をお伝えします。また、知事選を控えた今年3月の予算議会は骨格予算（義務的経費や継続費など）のみの審議であったため、令和8年度予算の肉付けを行う予算特別委員会も開催されました。私はその予算特別委員会幹事を拝命し、部局審査においての質問を行うとともに総括質疑も行いましたので、そちらも併せてご報告させていただきます。

府議会議員1期目の総仕上げとして、ますます加速して、地元木津川市・相楽郡の行政課題や、本府の行政運営の更なる効率化・適正化に向け順次提案を行っていき、諸課題解決に向け邁進してまいりますので、今後とも何卒、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年8月

京都府議会議員 筆保 祥一

- 1972年 岡山県津山市生まれ。岡山県立津山東高等学校、日本大学理工学部交通土木工学科卒業。
- 1995年 大手ゼネコンに入社。阪神・淡路大震災復興事業に従事する。
- 1999年 建設省・国土交通省にて河川砂防技術者として、主に琵琶湖・淀川水系の河川整備計画、土石流対策技術指針作成ならびにダム計画に従事する。
- 2004年 神戸市役所に行政職として入庁。保健福祉・環境・交通行政の財務関係に従事。
- 2015年 衆議院議員公設第一秘書として、京都府第6選挙区にて従事。
- 2023年 京都府議会議員選挙に木津川市・相楽郡選挙区より立候補し、初当選。任期1年目は政策環境建設常任委員会、文化力と価値創造に関する特別委員会、予算特別委員会に所属。
- 2024年 任期2年目は危機管理・健康福祉常任委員会、魅力ある地域づくりに関する特別委員会、決算特別委員会、議会運営委員会に所属。
- 2025年 任期3年目は総務・警察常任委員会、子育て環境の充実に関する特別委員会（副委員長）、議会運営委員会、議会改革検討小委員会に所属。

ふでやす 祥一 プロフィール

民間企業、国・地方行政の主要部署を歴任。国土計画、防災・減災対策をはじめ、福祉行政全般・医療・環境・交通行政、財務関係に精通。

所属会派

国民民主党・日本維新の会 京都府議会議員団

府議会の議員定数は60名、当会派は11名となり、第2会派となっています。

所属委員会 (任期は1年)

○危機管理・健康福祉常任委員会

頻発する自然災害などへの防災・減災対策、新興感染症などの危機的事象の対応、子育て、保健・医療、福祉施策などについて審査・調査します。

○安心・安全な暮らしに関する特別委員会

自然災害に対する防災・減災対策、複雑化する犯罪への対応、感染症に備えた保健・医療・介護体制の構築など、府民の安心・安全の実現に向けた施策について調査・研究します。

○議会運営委員会

○議会改革検討小委員会

○予算特別委員会（幹事）

筆 TOPICS

日頃の訓練の成果が披露されました!!
—消防操法大会—

8月30日、京都府立丹波自然運動公園で開催される「第30回京都府消防操法大会」出場に向け、各行政区ごとの消防操法大会が各地で行われました。

開催日は各々違いましたが、どちらの開催地においても過酷な環境の中で、装備を身に付け操法に打ち込まれる団員の皆さんの姿から、『住民の安心安全を守りたい』という熱い思いがこちらまで伝わってまいりました。

消防団員の皆さんは、日頃から仕事が終わった夜などに集合し、訓練を行っておられます。その思いを支えるご家族の方もご苦勞も大変なものと推察します。地域の担い手が少なくなっている中、この暑い真夏の大会開催時期の検討も必要になってきているかと思われしますが、消防団は地域に無くてはならない存在です。これからも消防団の活動を維持できるよう、私も微力ながら取り組んで参りたいと思います。



各地の消防操法大会の様子

「誰の為の政治なのか」を常に心の根底に据え、

今までの経験から培われたノウハウと持ち前の行動力をフル稼働させ、議員活動に邁進してまいります!!

令和8年6月議会一般質問

「地域共生社会の実現」について

6月29日、一般質問の最終日に質問の機会を得ました。

テーマは「『地域共生社会の実現』について」、私のライフワークである福祉政策についての今後の方向性と、元行政職員の立場から、日頃の府政相談を行うなか、府の行政機関にも相談する機会も多々あるのですが、その際に感じた疑問点や、部局間の連携不足に対する改善点を問いました。また後半では、最近の豪雨災害に備えての木津川本川・支川の河川・堤防に関する要望をいたしました。

私の質問の様子は「京都府議会インターネット中継録画配信」より、ご覧いただけます!!
(右の二次元コードを読み取っていただくとご覧いただけます。)



筆の質問 その1

地域福祉推進のために必要な拠点・環境の整備について

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在していた。しかし現在、少子高齢化や人口減少が全国的に進み、地域・家庭・職場という生活領域における支え合いの基盤が弱まり、多くの地域社会で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化している。また、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、様々な分野の課題が絡み合っ

て複雑化し、個人や世帯単位で複数の分野で課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況から、対応が困難なケースが浮き彫りとなってきている。地方創生2.0の政策5本柱の一つでもある「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」から、多様な人々が活躍する地域社会の実現を目指すための一つの方策として、厚生労働省は、制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域を共に創っていく社会を目指し、地域共生社会の実現に向けて(図1)取り組んでいる。

最近では、令和2年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備として、任意実施とはなるが、重層的支援体制整備事業が新設され、府においても市町村への地域特性に配慮した助言やサポートなどで、現在も徐々にではあるが拡がりをみせている。

府においても、これらの法律や方針に基づき、高齢化や人口減少、社会的孤立など複合的な課題に対応するため、社会福祉法人や民間福祉施設が地域で行う社会貢献活動や、社会福祉サービスの質の向上に対しての支援を行い、地域住民が相互に尊重し合いながら、共に生活する「地域共生社会」の実現を目指している。

厚生労働省が推進している「地域共生社会」では、地域住民側への施策として、いわゆる社会福祉法第106条の3「包括的な支援体制の整備」がある。その第1項第1号に、「(省略)、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、(省略)、その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策」と明記されており、もちろん努力義務であるものの、市町村に対して『努めること』を求めている。

この「拠点の整備」や「環境の整備」について、本府の方針、また将来目指されている方向性について伺いたい。

知事答弁

少子・高齢化や人口減少が進み、地域のつながりが希薄になる中、8050問題、介護と育児のダブルケア、ヤングケアラー、ごみ屋敷問題など、地域住民が抱える課題は、複雑化・複合化しており、高齢・障害・子育て・生活困窮など既存の支援体制では、対応が困難な事例が増えてきている。

こうした地域住民が抱える様々な課題に対し、市町村が、住民や地域の支援機関と連携して地域全体で切れ目なく支える包括的な支援が求められる。

そのためには、身近な地域において、地域住民の居場所や交流の場となる拠点の整備、担い手の人材育成、居場所と支援機関をつなぐ仕組みづくりの整備などを進めていくことが必要である。

ただ、実施主体となる市町村からは、地域住民が抱える複合的な課題に対する支援のノウハウが不足している、地域のつながりが希薄化する中で、NPOや住民との協働した新たな居場所づくりや、具体的な支援につなげるための連携をどのように進めていけばよいか分からないなどの声が出ている。

このため府では、市町村の実情に応じた包括的な支援体制が整備されるよう、複合的な課題に対応するための市町村職員への研修の実施、住民との協働による地域づくりに関する助言を行うアドバイザーの派遣などにより、市町村の取組を支援してきた。

その結果、市町村では、地域住民の様々な悩みに対応できる包括的な相談窓口の設置、金融機関と地域包括支援センターとの協働による新たな居場所の創設などの効果的な取組が生まれてきている。

こうした取組が府内全域で進むことを目指して、府としても、地域で様々な課題を抱える方々を支えることができるよう、住民が主体的に活動できる拠点の充実、住民と支援機関が連携して支援することができる環境の充実など、各地域において包括的な支援体制の整備が一層進むよう取り組んでいきたい。今後とも、市町村等と連携し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる京都の実現に取り組んでまいりたい。

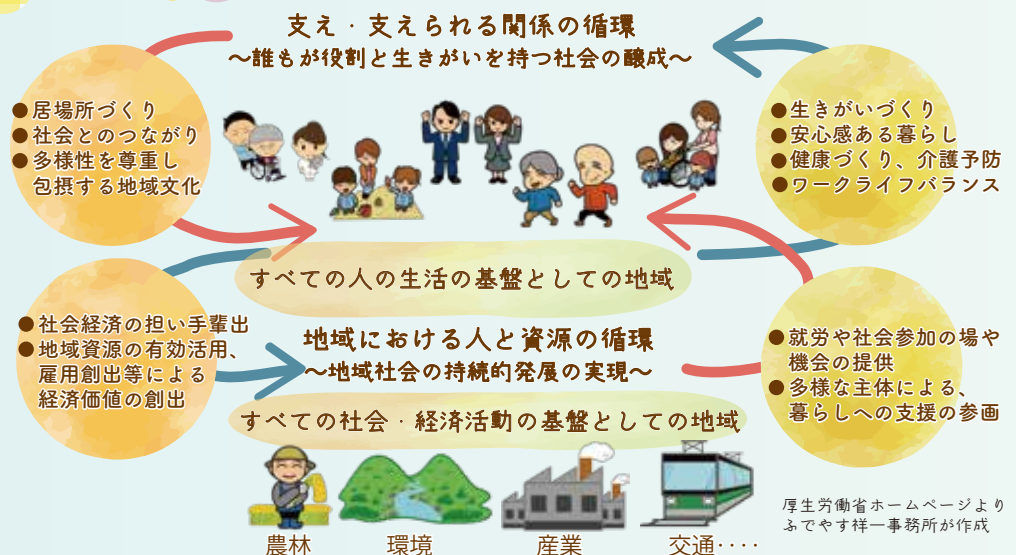
集いの拠点・環境整備に協働する民間・住民のみなさんの思いを汲み取る行政機関に!!

私がこの質問をしようと思ったのは、ある相談者のご相談内容がきっかけでした。国や地方自治体は、現在地域や民間の力も活用して、拠点・環境の整備を行っています。現状はさまざまな問題がのしかかっています。地域のみなさんのために集いの拠点づくりをしたいとの思いが、いくつもの法律の壁によって、その思いまでもが壊されてしまう。そんなことがあってはならないと、ご相談いただいてから9カ月間、相談者とご一緒に、時間はかかりましたがひとつひとつの問題を丁寧にクリアにしていきました。法律を遵守するという事は言うまでもありませんが、この木津川・相楽地域には前号の「筆コラム」でもお伝えしましたように、「市街化調整区域」という大きな壁があるのも事実です。今回のご相談はその壁とともに、行政組織内の連絡調整も問題となって立ちはだかりました。私も行政組織にいた人間として、役所内の他部署間の連絡調整は疎かになりがちであることは理解はできます。しかし、最近制定された法律や条例などを読みこんでみますと、さまざまな部署に関わりのあるものが多く、連絡調整なくしては、事業が完結しないことも多くあります。

「子育て環境日本一」を目指している京都府だからこそ、法律の網掛けによって、「出来る」「出来ない」の判断があってはなりません。

少子高齢化・人口減少は待ったなしの問題であり、そのなかで地域のみなさんの思いを砕くことなく丁寧に聞き取り、組織内の調整を図ることで地域の環境が整い、「地域共生社会の実現」に近づく一歩になると思うのです。今回の答弁で、行政側の前向きな回答をいただきましたので、これからも行政との橋渡し役を積極的に行っていきたいと思っております。

地域共生社会のイメージ





の質問 その2

子ども食堂・高齢者サロン等の設置へのハードルと今後の展開について



厚生労働省の 2022 年国民生活基礎調査の結果によれば、令和 3 年度の相対的貧困率は 15.4%。その中でも子どもの貧困率は 11.5%となっており、年度別推計では徐々に改善傾向であるが、依然として「9人に 1 人の子ども」が貧困状態にあることには変わらない。また、昨年的一般質問でも取り上げたが、**単身の高齢者世帯や高齢者のみの世帯も、年々増加の一途を辿っている。**

このような状況の中、内閣府孤独・孤立対策推進本部では、**経済的困窮だけが社会問題ではなく、人と人とのつながりの喪失そのものが、本当の意味での社会課題であるとの指摘がなされている。**私も、この『貧困』と『孤独、そして孤立』は、同じ根をもつ問題であると考える。その根源は『地域コミュニティの希薄化』であり、現在、全国で地域主導型で運営する『子ども食堂』や『高齢者サロン』『高齢者喫茶』が注目を浴びている現状になっている。今や、**『子ども食堂』は、単なる食事提供の場ではなく、**生活困窮、不登校、ヤングケアラー、そして虐待リスクなどの早期発見につながる**地域の見守り拠点**となり、一方の**『高齢者サロン』や『高齢者喫茶』も、単なるレクリエーションの場ではなく、**介護予防、フレイル予防、閉じこもり防止、そして**孤独・孤立対策の最前線**を担っている状況である。

府も、『子育て環境日本一』を掲げ、子どもの『貧困対策推進計画』に基づき『きょうとこどもの城づくり事業』を展開している結果、府内でも多くの『子ども食堂』が開設され、各地域での支援活動が拡がり、私の地元である木津川市・相楽郡でも、多くの方々がこの地域活動に取り組んでいる。また、『地域共生社会実現サポート事業』により、『地域共生社会』を推進されている。そして、『京都府総合計画』においては、子育て世代から高齢者、障がい者等、地域で活躍できる共生社会を目標に、住民同士の交流促進、言わば多世代交流を進められている。

しかし、その一方で、その思いとは反し、制度上の壁によって、実際には行えないケースがあるのも事実である。

それは、**都市計画法（以下、「都計法」）の問題**である。現在、府南部地域では、市街化調整区域（以下、「調整区域」）が非常に多く存在し、**私の地元である木津川市・相楽郡を含む相楽都市計画区域は、その約 7 割が調整区域**である。都計法上、調整区域は、第 7 条第 3 項にも明記されているとおり「市街化を抑制すべき区域」とされ、無秩序な市街化を防ぐために、我が国の高度経済成長期から非常に重要な役割を担った区域の区分として規定されている。

しかし、本区域内では、農林漁業の用に供する建築物等で許可不要なものや、第 34 条の調整区域の立地基準に適合するものなどを除いては「建築できない」という厳しい土地利用制限がある。そもそも、都計法上、『子ども食堂』『高齢者サロン』『高齢者喫茶』などは用途についての明確な基準が無いため、これを「飲食店」として扱う場合には、第 34 条の基準に照らした場合、どの項目にも該当せず、**調整区域においては立地困難**となる。

また、食品衛生法上の取り扱いでは、『子ども食堂』『高齢者サロン』『高齢者喫茶』に対する配慮規定はなく、法の趣旨に基づき、実施内容による取扱いで判断することになっている。府の場合、営業許可に該当しない場合の内規として「いわゆる子ども食堂の食品衛生指導要領」を令和 6 年 3 月に策定され、時代の要請に合わせた対応を行っているところではあるが、実際には、この内規の『子ども食堂』とは、子どもや同伴の保護者・等のみの限定であり、不特定多数の大人等にも開放する場合は営業許可扱いとなってしまう現状がある。

また、同様の理由から『高齢者サロン』や『高齢者喫茶』についても、その多くが営業許可扱いとなっている。**この状況から、国が進めている、テレビコマーシャルでもある、子どもや保護者等だけではなく、地域の方々も参加をしているような『子ども食堂』や『高齢者サロン』『高齢者喫茶』については、食品衛生法において営業許可を要することとなり、結果として、調整区域内においては立地上のハードルがあるのが、今の府の現状である。**府は『子ども食堂』・『地域共生社会』・『多世代交流』を、鋭意推進されている立場ではあるが、実際のところは、このような現象が調整区域があるエリアでは発生している。

本府は、調整区域内における『子ども食堂』『高齢者サロン』『高齢者喫茶』の設置の課題について、どのように認識をされているのか伺いたい。

【参考資料】京都府こどもの城づくり事業・高齢者の通いの場数一覧

市町村名	子ども食堂	子どもの居場所	14歳以下人口	高齢者通いの場数	高齢者通いの場への参加率	65歳以上高齢者人口
京都市	48	8	153,610	647	2.5%	391,658
向日市	1	2	7,920	30	3.0%	15,207
長岡京市	0	2	11,068	101	14.0%	21,754
大山崎町	0	1	2,338	18	5.7%	4,422
宇治市	10	6	21,987	121	3.1%	54,421
城陽市	3	4	8,577	12	0.9%	24,782
八幡市	0	1	8,197	31	2.2%	21,899
京田辺市	0	1	10,663	96	9.6%	17,757
久御山町	0	1	1,779	41	9.6%	4,686
井手町	0	0	677	1	0.2%	2,443
宇治田原町	0	0	1,017	21	6.9%	2,816
木津川市	0	2	12,932	129	9.1%	20,266
笠置町	0	0	49	1	1.4%	587
和束町	0	0	237	14	11.6%	1,667
精華町	1	2	5,102	7	0.9%	9,821
南山城村	0	0	154	3	2.6%	1,207
亀岡市	2	3	10,746	116	7.6%	27,294
南丹市	3	1	3,258	29	5.0%	10,740
京丹波町	1	1	1,085	63	19.4%	5,506
福知山市	5	1	10,083	30	2.3%	22,663
舞鶴市	3	2	9,776	130	4.2%	24,541
綾部市	1	1	3,464	70	5.7%	11,742
宮津市	1	0	1,597	12	1.9%	7,041
京丹後市	0	1	5,684	54	3.2%	18,891
伊根町	0	0	178	15	22.2%	882
与謝野町	1	0	2,221	10	1.2%	7,556
合計	80	40	294,399	1,802	3.7%	732,249

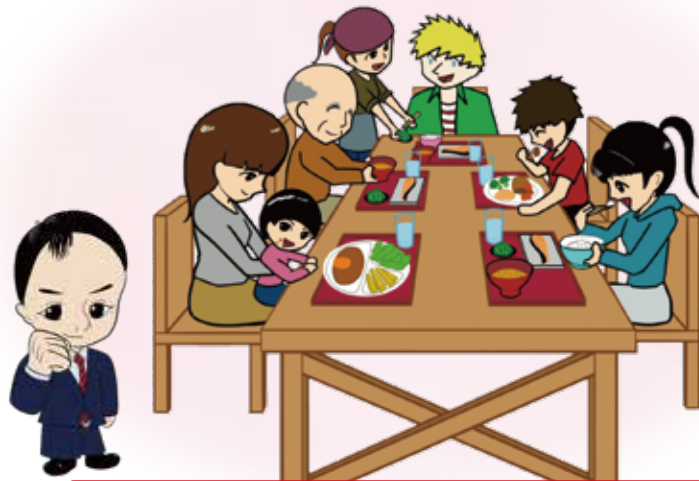
子ども食堂・子どもの居場所数は京都府提供資料「R7 市町村別こどもの城事業一覧」より抜粋

14 歳以下人口は R2.10.1 現在「R6 年京都府統計書」より抜粋

高齢者の通いの場数・参加率。65 歳以上高齢者人口は京都府提供資料「通いの場の状況（令和 6 年度末時点）」より抜粋

他府県の事例等も含めていろいろと確認し動いているが、**府はこの件において、福祉行政や保健所行政、そして都市計画行政での連携が、不足されているのではないかと感じている。**今や、『子ども食堂』や『高齢者サロン』等は、多世代交流型の地域共生拠点でもあり、別々に考える時代ではないと思っている。

子どもが学び、高齢者が教え、保護者が相談でき、地域住民がつながる。そうした場所、居場所づくりこそが、これからの地域共生社会に必要なことであると考える。現在、全国各地で、世代を超えた地域の方々が集える場としての『子ども食堂』や『高齢者サロン』が増加する中で、多世代が利用できる『子ども食堂』や『高齢者サロン』を、府内で今後どのようにして展開していこうと考えているのか、質問する。



注意 !!

「子ども食堂」・「子どもの居場所」数は京都府のきょうとこどもの城づくり事業（きょうと子ども食堂）開設・運営支援事業の交付決定を受けた団体数となり、実際の「子ども食堂」・「子どもの居場所」数と異なります。

令和 8 年 6 月議会一般質問
次頁に続きます !!

文化生括部長答弁

子ども食堂や高齢者サロン等については、都計法や食品衛生法により、立地の可否や営業許可の判断を行っているが、利用者や利用形態等は様々であるため、個別の案件に応じてその都度、慎重に判断を行う必要がある。

議員指摘のとおり、都計法上、調整区域は法令で特に規定された建築物の用に供するものを除き、原則開発や建築行為ができない地域である。一方で区域内であっても、子ども食堂や高齢者サロン等の立地が認められる場合としては、利用目的が地域の子どもを対象とした食事の提供、学習支援、地域住民との交流や地域の高齢者を対象とした交流活動等を目的とした場合に、第34条第1号の地区集会所として、許可することが考えられる。

食品衛生法では、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図る観点から、業として食品提供を行う場合には、営業許可を取得する必要がある。提供先、規模、反復継続性、対価の有無や提供形態などの実態を総合的に勘案し、その可否を判断しており、子ども食堂や高齢者サロン等においても、地域の方が自由に利用する場合には、提供先が不特定多数となるため、営業許可が必要となる。また、営業許可に該当しない場合にも、公衆衛生の観点から衛生管理の確保に関する指導を行っている。

子ども食堂等の開設にあたっては、複数の法令に基づいた手続を要し、調整に労力や時間が必要となることから、現状では希望とは異なる運用形態に変更して開設されるケースがあることは認識している。

子どもの貧困対策や食育、居場所づくりにとどまらず、高齢者を含む地域住民の交流拠点としての役割や見守り機能を担うなど、その役割が多様化してきており、今後ますます重要になると考えている。

府としては、土木事務所、保健所等に加え、該当する市町村や関係機関とも十分に連携を図り、地域の実情や府民のニーズを把握するとともに、設置者の意向を十分に確認し、適切な助言や丁寧な対応に努めてまいりたい。

健康福祉部長答弁

少子・高齢化や核家族化が進む中、身近な地域で人とのつながりを築ける居場所づくりを進めることは重要であり、府では子どもや高齢者の居場所づくりに取り組んできたところである。

まず、子ども食堂など子どもの居場所では、「きょうとこどもの城づくり事業」により、食事の提供や学習習慣の定着などに取り組む団体に対して支援を行っている。この「こどもの城」は、令和7年度には168箇所 に拡大しており、活動内容についても、地域の多様な住民との交流が行われるなど、幅広いものとなっている。しかし、地域間で箇所数に偏りがあり、身近な地域で利用できない子どもがいることや、地域によって求められる居場所の役割が多様化していることなどが課題である。

このため府では市町村と連携して、令和6年度には、市町村長を対象にトップセミナーを開催し、その後も市町村との意見交換を継続して行っている。さらに、今年度から「子ども食堂等スタートアップ支援事業」として、地域の実情に応じた多様な居場所づくりに取り組む市町村に補助を行う事業を開始した。

また、高齢者の「通いの場」である高齢者サロンなどは、介護予防や孤独防止のため、身近な地域で体操や趣味活動などに取り組まれており、市町村や関係機関と連携し、約1,800箇所の設置を進めてきた。しかし地域によっては、「通いの場」の活動内容が固定化し、参加者が集まりにくいことや、高齢化の進展により、運営を担う人材が不足していることなどが課題である。このため府では、「通いの場」での活動内容の充実に向けたアドバイザー派遣や研修会を開催するとともに、運営に携わるリーダーやボランティアの養成を行い、多様な「通いの場」の活動を支援し、多くの高齢者の方の参加を促している。

このような子どもや高齢者の居場所づくりをさらに進めていくにおいては、多世代交流を生み出すという視点が重要である。多様な方々が利用者や支援者として居場所に関わり、互いに交流できるような環境づくりについて、市町村と連携しながら取り組んでまいりたい。

あわせて、今定例会に予算案を提案している「きょうのつながるひろばモデル事業」においても、子どもから高齢者まで幅広い世代が、食事や遊び、文化体験を通じて交流し、誰もが笑顔になれる場のモデル創出に取り組むこととしている。

今後とも、市町村や関係団体と連携し、地域共生社会の実現につながるよう、地域の実情に応じた多様な居場所づくりに取り組んでいく。



筆の要望1 木津川本川の堤防について

現在、木津川本川の堤防の耐震化について、平成30年度の第1回淀川流域委員会の資料から、耐震調査結果として、その全線において耐震対策の必要無しとされている。また、堤防の強化については、昭和28年の台風13号洪水での降雨量を1.1倍以上とした洪水を安全に流下させることを目標に、現在も堤防整備・河道掘削・堤防強化を、順次行っている状況である。

ただ、このように、各々単一の事象に対する対策は、順次、進められてはいるが、令和6年に能登半島で発生した地震と大雨の複合災害のように、木津川本川の増水時に地震が発生する可能性も十分に想定される。

現在、国においては、このマルチハザード的な部分については、「木津川では考慮していない」と聞いているが、令和7年6月30日の国土交通省の「能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策のあり方について」の提言によると、「被害の防止・軽減に向けて、速やかに検討に着手し、早期に実現を図るべき対策」の中に、「複合災害の発生に備えるための先発の自然災害発生後の応急対応の強化」として、「複合災害」についての検討並びにその対策を、早期に実現を図るべき事項として位置づけられているので、木津川についても速やかにその行動に移して頂くよう、国へ強く要望をお願いします。

筆の要望2 木津川本川に流入する支川について

去る6月2日に近畿地方に接近した台風6号において、京都府南部地域の雨量はそこまで多くはなかったものの、三重県側での降雨量から、木津川の水位上昇が見られた。計画高水位には達していなかったものの、水位は非常に高く、例えば、笠置町内を流れる木津川左岸にある支川の白砂川においては、木津川の水位上昇に伴うバックウォーターから、白砂川の水位が非常に高い状態となっていた。

この6月2日は、笠置町内での雨量もそこまで多くはなかったもので、大事には至らなかったが、近年の雨の降り方から木津川の水位が高くバックウォーターが計画通りの位置まで到達していた場合に、このエリア内で豪雨が発生した時、支川は流下能力を超え、内水氾濫が発生することも十分に想定される。

この例に挙げた白砂川のように、樋門が設置されていない京都府の管理河川は他にも多くあると思うが、近年の地球温暖化の影響から、今回のこのような事例は、今後、度々発生してくると予想されるので、府民の不安を払拭するためにも、早急に、調査・検討をするようお願いする。

木津川と流入支川の概要



2026年6月3日台風6号通過後、木津川右岸。笠置大橋より下流を望む。



2026年6月3日台風6号通過後、木津川右岸。笠置大橋より上流を望む。



今回のテーマは…



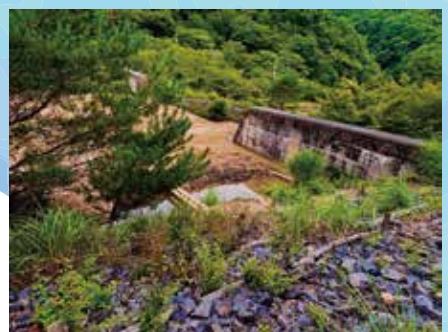
ここ最近、砂防堰堤（えんてい）に溜まっている砂の相談をよくお伺いしますので、今回はその砂の話をして頂きます。

砂防堰堤は、読んで字のごとく「砂」を「防ぐ」機能を持っている河川構造物であります。砂防施設については、この堰堤以外にも床固めや床止めなどに代表される渓流保全工、山腹工や遊砂地というものもあり、これらを複合させて設置し、砂、言わば土砂等を抑制する施設となっております。

また、砂防堰堤についても、大きく2種類に分かれ、不透過型堰堤、そして透過型堰堤。前者は一般的な砂防堰堤で、後者は土石流や流木を抑止する機能を持った堰堤となります。皆さんがよく目にするのは、この前者の不透過型堰堤と言われるもので、山に入って見かけるとすれば、大体がこの堰堤となります。

そこで、よく相談があるのが、この堰堤いっぱい砂が溜まっているので、その砂を取ってくれないか？というご相談です。もちろん、普通に見れば、堰堤の上流側（堰堤背面）に砂がいっぱい溜まっていれば、それを取らなければ、下流側に砂の被害が出ると思われるのも当然であると思います。

しかしながら、この砂防堰堤というものは、砂が溜まって、初めてその効果を発揮する構造物であり、砂が溜まった事でようやく完成となります。従って、堰堤の上流側に砂が無い状態なのであれば、逆に砂防堰堤としては未完成という事になります。



不透過型堰堤の例1 和束川



不透過型堰堤の例2 不動川

それでは、少し考え方を改めて・・・砂防堰堤の機能は「砂を止める」ことだけなのでしょうか？

それは違います。

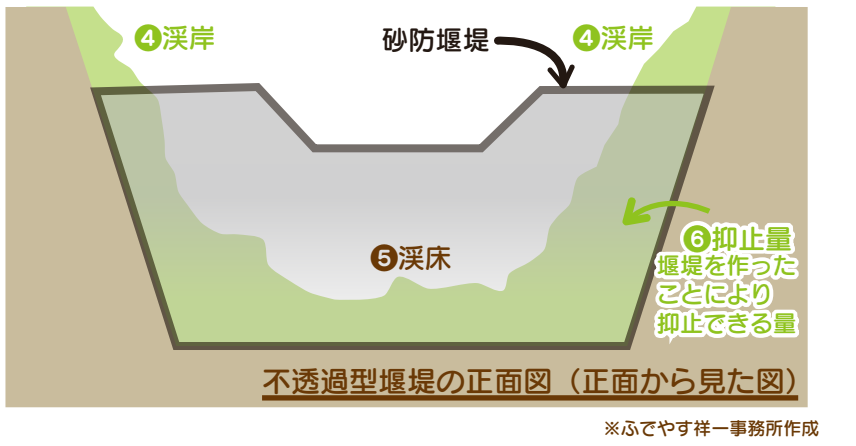
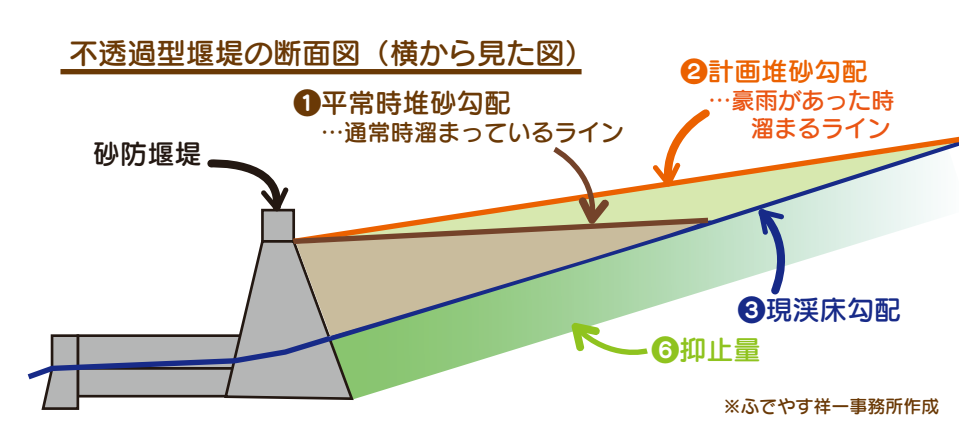
もちろん、砂を止める機能も当然ありますが、一番大きな機能としては、その渓流の「④溪岸」と「⑤溪床」の保護となります。

渓流自体の崩壊を食い止める機能が一番大きいと言っても過言ではありません。

その食い止める量の事を、⑥抑止量（よくしりょう）と言いますが、砂が溜まった状態（①平常時堆砂勾配での満砂）の堰堤が、一つの大きな構造物であると捉え、その規模は、目の前に見える堰堤だけではなく、砂の溜まった最上流端までが一つの構造物という考え方になります。その抑止効果は非常に大きく、目の前に溜まった砂を遥かに超える量となります。

では、砂でいっぱいになった堰堤に対して、後から流れてくる砂はどうするのか？という疑問も生じます。

答えは、それも、抑制できる機能を堰堤は持っています。



現在、堰堤の上流側いっぱい溜まっている砂の勾配（傾斜角度）は①平常時堆砂勾配と言ひ、元々のその渓流の勾配（③現溪流勾配）の大体 1/2 勾配程度で溜まっており、その後に流れてくる砂は、②計画堆砂勾配として、③現溪流勾配の 2/3 勾配程度で収まる設計となっております。

この②計画堆砂勾配で溜まった砂は、その後、雨が降る度に水の力で少しずつ削られて下流に流れていき、また、①平常時堆砂勾配に戻るということを繰り返しています。

このことから、よく言われるのが、この砂を完全に止めることはできないのか？という質問。

答えから言うと、技術的にはある程度「可能」ですが、これをしてしまうと、砂が下流に供給されなくなることから、その下流の河川の河床が低下し、そのことから平常時の水位も下がり、農工業の取水が出来なくなってしまうことから、一定の砂の供給は行うこととなっております。

砂防堰堤の設計を行う上で、その流域での⑦計画生産土砂量と⑧計画流出土砂量を設定し、⑨土砂処理計画を行っているため、砂防堰堤の上流側に砂が溜まっても、それ自体の問題はありません。

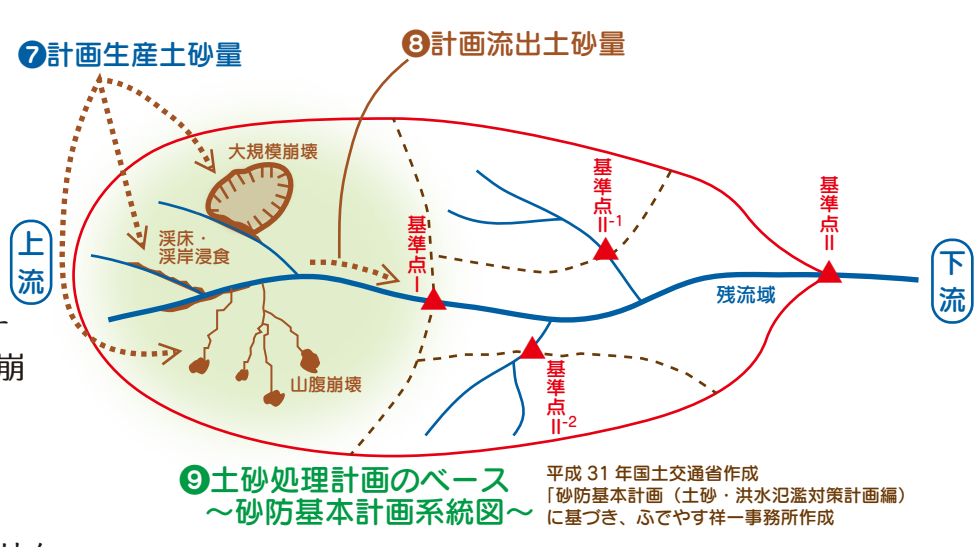
※ただ、近年の雨の降り方から、少々、計画を超えて土砂が生産されてきているのではないかと疑われる渓流が見られるのも事実であります。

通常は、前述しましたように、⑦計画生産土砂量を設定するうえで、基準点の上流域の山腹および溪岸における新規崩壊土砂量や、既崩壊拡大見込み量、既崩壊残存土砂量から河道に流出するもの及び溪床等に堆積している土砂等を調査し、数値計算・解析を行い土砂量の設定をしているわけですが、その当初の調査では判明していなかった生産形態で、土砂が生産されてしまっている可能性も否定はできません。

この頃、豪雨の都度、連絡を受けて現地へ行ってみるのですが、そのように見受けられる渓流も存在しており、その砂の供給過多から、その下流の一般河川の河床上昇が非常に早くなっているエリアも出てきております。

今後は、そのような（計画を超えている土砂生産の可能性のある）渓流を注視しながら、その下流に続く一般河川も視野に入れ、行政とも引き続きその対策について協議を進めてまいります。

雑ばくなご説明となりましたが、最近、よくご相談を受けるお話でしたので、この紙面にコラムとして記載をさせて頂きました。



令和8年6月議会

予算特別委員会

補正予算審査小委員会

幹事として各部局別の
審査を行いました！

1 知事直轄組織（知事室）

- 京の未来創造 PR 事業費
について
(予算額 3,000 万円)

コロナ禍からの継続事業で、以前の予算・決算の委員会でも同様の質問をしております。

この事業は、在阪準キー局の朝日放送“おはよう朝日です”で観光シーズンにコーナーを設けて放送しているものと聞いています。訴求力の高い広報媒体とのことで、同番組で継続して放送していると以前も回答を受けておりますが、私も定期的に見ますが、そのコーナーを今まで見たことがありません。

なぜその同番組なのか、その放送局なのか、放送時間帯は戦略的に合っているのか、訴求力が高いという裏付けがあるのか…あげればきりがありませんが、広告や広報の費用対効果を図るのは難しいですが、効果検証をするべきと要望しました。またオールドメディアに同じ金額をかけていく理由は何なのか、府民としても疑問が出てくるのではと訴えました。

府広報課長からは、“おはよう朝日です”は関西における情報をメインに発信している。1979年4月から40年以上も放送しており、視聴者も多いことから選定。視聴率は約10%、単純計算で200万人視聴している。今年度も朝日放送にこだわることなく、発信するイベントによって適切な媒体に広告していきたいと考えているとの回答を得ました。

2 知事直轄組織（職員長）

- 旧京都平安ホテル利活用
推進事業費について
(予算額 48 億 9,000 万円)

映画「国宝」の撮影地にもなった日本庭園がある旧「御所西 京都平安ホテル」(京都市上京区)。予算額 48 億 9,000 万円について、土地建物の取得費用の根拠の確認と「民間の創意を工夫した利活用」とあるが、どのようなものなのか聞きました。

府総務課長からは、土地建物の取得費用については、建物は築 46 年を経過しているので資産的価値は 0 (ゼロ)である、また土地の価格は不動産鑑定評価額によるもの、取得費用は土地評価額から建物解体費用を算定した価格であるとのこと。

また、「民間の創意を工夫した利活用」とは公募型プロポーザルを想定し、日本庭園を活かした府民に開かれたものとしたとの回答がありました。

多額の税金を投入するからには、府民のみなさんに親しみがある歴史ある庭園を活かしながら、後世まで引き継ぐことができる利活用の手法になるよう、今後も注視してまいります。

1・2の質問の様子は
右の2次元コードから
ご覧いただけます!!
(質問時間は
1:20:55 ~ 1:29:45 です)



3 危機管理部

- 京都式あんしん避難所構築事業費
(予算額 1 億 2,500 万円)

●「京都式避難所生活サポーター」 について

市町村とともに避難所運営の担い手のサポーター養成とあるが、市町村は積極的に防災士の養成を推進している。これは防災士とは別のものというイメージなのか。また数値目標や想定エリアはあるのか。地元の他の担い手もだんだん少なくなってきた現状でどのような考えなのかを問いました。

府危機管理部理事からは、防災士とは役割が違い、かぶることはないと考えていること、期待する業務としては避難所運営全体をマネジメントするとのこと。高い防災意識を持つ自治会長、自主防災リーダー、社会福祉協議会災害ボランティアセンターのケースワーカーなどを想定しており、府内全体で育成したいとのこと。府内の避難所数は 500 箇所程度であるので、目標は 500 人、府内全体で育成したいと考えているとのことでした。

●「被災者に寄り添った生活再建支援」 について

私は被災地の自治体職員であったので、「生活再建支援」というと貸付金などをイメージするが、関係者が設立する公民連携協議会とあるが、金融機関等もメンバーに想定されているのかと問いました。

府企画参事からは災害ケースマネジメントは被災者ひとりひとりの困りごとなど必要に応じて支援していくものであり、その中には金融的なものも含まれる。今まで被災者支援に取り組んできた方々(市町村、社会福祉協議会、士業団体など)を横につないでいく仕組みを作り、困りごとに応じて枠組みを作り、災害が起きる前から対応していきたいとのことでした。

私からは災害が起きたときに迅速に使えるしくみづくりを要望しました。

4 健康福祉部

- きょうのつながるひろばモデル
事業費 (予算額 2,000 万円)
●府立看護学校整備費
(予算額 47 億 2,500 万円)

●きょうのつながるひろばモデル について

私の一般質問でも答弁がありましたが、この事業の具体的なイメージとモデルエリアと箇所数を問いました。

府家庭・青少年支援課長からは今まではこども中心、高齢者中心だったが、地域コミュニティの活性化ということで地域全体の誰もが笑顔になれるような関係モデルの構築をしたい。エリアはこれから検討、箇所数は予算の範囲内で検討するとのことでした。引き続き、注視したいと思います。

●府立看護学校整備について

看護学校整備の意義については言うまでもないが、この事業は SPC 方式(特別目的会社が建物を整備し、府がそれを買取る)で地元が設立した合同会社が整備を進めている。今回は特殊なパターンである。府が自前で入札・整備する場合と比べて入札等の期間が短縮されるとのことであったが、比較しているか?実際に期間は短縮されているのかと問いました。また、この予算額についての妥当性の検証は行っているのかを問いました。

府医療課長からは期間については比較していないが、数カ月程度は短縮できていること、金額について妥当性などの検証は京都技術サポートセンターにアドバイスをいただいているとの回答でした。

3・4の質問の様子は
右の2次元コードから
ご覧いただけます!!
(質問時間は
10:45 ~ 22:37 です)



筆保祥一 幹事

5 総合政策環境部

- 広域振興局地域課題対応
事業費 (予算額 4,500 万円)
●「移住するなら京都」推進事業費
(予算額 600 万円)

●広域振興局地域課題対応事業費 について

4,500 万円のうち 1,000 万円の繰入財源についての内容を問うと、京都府森林を守る府民税の財源の繰入とのこと。また、具体的な事業内容と予算執行方法を問いました。

府企画参事からは、広域振興局が総合的な視点による地域づくりを進めるため市町村・関係団体と取り組むもの、例えば若者の定着移住促進、地域資源を活用した文化観光の推進であり、予算については府が直接執行し、観光については DMO に委託して行うものもあるとのこと。若者の移住定着促進については次の「移住するなら京都」とのすみ分けはこの事業は広域振興局管内で行うものとのことでした。

●「移住するなら京都」について

前回の特別委員会にて質問したが、移住者の目標として R4 年度から R8 年度で 7,000 人。実績は 1,787 人。ただ、転出者はカウントしていないとのことであった。最新の数字を教えて欲しい。また、この事業の当初予算が 2 億 5,000 万円であるのに対し、補正予算で 650 万円を計上するのは、どういう意味合いか、予算を執行管理するうえで生み出されてくる金額ではないのかと問いました。

府企画参事からは、4 年間の移住者の実績は 2,400 人程度。補正予算は、当初予算とは別の事業であり、広報手段については若者や現役世代に特化し、Instagram や YouTube を使ったものを展開していくものであるとのことでした。

6 建設交通部

- 京都次世代モビリティ戦略(仮称)
調査事業費 (予算額 3,800 万円)

この事業はオールジャパンでやる取り組みであるのか?広域的な移動からラストワンマイルまでを対象にしたとあるが、私の地元の木津川市・相楽郡ではそもそもラストワンマイルまで公共交通が走っていない所が多い。基礎調査を実施するとあるが、ある程度落としどころがあって、どういう数字を取っていくか、計画を策定するうえで、ある一定の方向性とかあるものなのかと問いました。

府交通政策課長からは、国において地域公共交通に関して R7 年度から R9 年度まで対策強化されている事業となり、幹線と地域公共交通にかかる調査となる。方向性としては京都の次世代モビリティ事業を考えるための調査であるとのことでした。

5・6の質問の様子は
右の2次元コードから
ご覧いただけます!!
(質問時間は
1:22:20 ~ 1:37:03 です)





紙面の都合上、
私が気になった
3点に絞って
お伝えします!!

3 「京都式避難所生活サポーター」
について

単純に、そこまで地元負担が担えるのか？という疑問は残ります。既に、地域住民の安心・安全を担保するために、防災や防犯、消防団に交通安全等、地域住民の皆さまには、安心・安全に寄与するあらゆる事を担ってもらっています。

また、福祉目的から、重層的支援体制整備事業も順次進められてきている中、「**避難所運営全体をマネジメントする**」と言葉では簡単に言われていますが、実際、阪神淡路大震災を経験した身からは、**1避難所で1人の育成**と言われても、**そんなに簡単なものではない**と考えます。**1人への比重が重すぎます。検討の余地ありです。**

4 府立看護学校整備費

事業の必要性（内容）は十分に認めるものの、**何故、その整備手法が、SPC（特定目的会社）方式を使った、成果物（完成品）の買い取りなのか。**そもそも府の予算説明（債務負担行為）時においては、府が直接発注し、整備を行った場合よりも相当の期間短縮が出来るとの回答でありました。しかしながら、今回の委員会での京都府の回答は、「比較はしていないが数か月程度である」とのこと。

例えば、従前どおりの公共工事としての発注プロセスは、①立案（事業目的）、②計画（基本構想）、③予算化（概算見積、財源確保）、④積算（数量計算・予定価格算定）、⑤設計（設計図書・仕様決定）、⑥公告（入札条件公開）、⑦入札・落札（応札・開札・評価決定）、⑧契約・施工・竣工と、大きく8つの段階に分けられます。

このうち、今回は大きく④～⑧が地元のSPCが行った部分となりますが、最終的には、**公費を財源とする公共事業である以上、高い品質と安全性、そして透明性を確保するのは当然であり、国の入札契約適正化法に基づき、入札や契約手続きを公正に運営することが義務付けられています。**しかし、この部分が全て、地元SPCに委ねられているという状況が、法的に問題はないとしても、行政として本当にそれで良かったのか？と疑問は残ります。

6 次世代モビリティ戦略（仮称）調査事業費

調査内容の方向性が見えていない分、どう評価をしていいのか難しいところではありますが、地方の現状把握はしっかりと行ってもらいたいと思っております。少子高齢化の進展や過疎化により、**地域交通**は非常に難しい岐路に立たされているのは事実ではありますが、**本来は、基礎自治体含め行政が担うべき事業であると私は思っております。**

綺麗ごとではなく、**同じ税金を納めている以上、同じ行政区内の地域によってサービス格差があるのは、本来はおかしな話であります。**税を投入する以上、数値的な証明として費用対効果は必要であります。費用対効果で測るべき事業でないものも勿論あります。地方の現状把握・調査をきちんと行って、新たな計画策定のベースを作って頂きたいと思っております。

筆の質問 その1 予算特別委員会総括質疑
「社会福祉法等の一部改正法の成立を踏まえた本府の取組み」について 知事答弁

このたびの補正予算では、新たに「きょうのつながるひろばモデル事業」として、『誰もが笑顔になれる社会の実現のため、あらゆる世代が、気軽に集まる事ができる「つながるひろば」のモデル事業』を、提案されているところであるが、現在、国においても地方の現状を鑑み、本年6月19日に社会福祉法を中心に、介護保険法、老人福祉法、生活困窮者自立支援法など、複数の法律を束ねた「社会福祉法等の一部改正法」が成立した。

この法改正は、我が国が直面する課題に対応するため、2040年頃を見据えた、福祉サービス提供体制の再構築を目指すものである。特に『地域における包括的支援体制の強化』また『頼れる身寄りがない高齢者等への支援制度の創設』さらには『人口減少地域における福祉サービスの維持』が大きな柱となっている。例えば、市町村に対しては、包括的な「相談支援体制」を整備し、多様な生活課題に対応することが求められる。しかし、小規模自治体では専門職の確保は非常に難しく、単独での対応には限界がある。私の地元である「相楽郡エリア」でも、高齢者福祉、障害福祉、生活困窮支援、ひきこもり支援など、課題が複雑に絡み合っている。また、頼れる身寄りがない高齢者等の支援では、『入退院入所等手続支援』『死後事務支援』などを含む、新たな包括支援制度が法制化された。これは、社会福祉法人や民間事業者の他、各都道府県社会福祉協議会に実施体制の整備が求められ、市町村社会福祉協議会が、実務を担うこととされている。

府においても、単身高齢者や高齢者のみ世帯の増加、また親族との関係の希薄化が加速度的に進んでいる。また、病院への入院や介護施設への入所時の保証人問題、さらには亡くなられた後の手続き等、特に人口減少地域では既に課題が顕在化している。また、京都市周辺と中丹・丹後・南山城地域とでは、人口構造や地域資源、歴史的背景にも大きな違いがあり、福祉サービスの維持確保は極めて重要な課題とである。人口減少地域では、サービス提供事業者の減少や人材不足等により、都市部と同等のサービス提供が難しくなることは容易に想定ができる。地域の実情に即した柔軟な制度運用は必要だが、結果として、サービス水準の低下に繋がる可能性も否定はできない。特に、中山間地域や過疎地域では、現状での福祉サービスの継続自体が困難になっている事例もある。府内全域でも、高齢化率が上昇する一方、福祉現場では慢性的な人材不足が続いていると聞いている。そこで、2点お伺いしたい。

- ①社会福祉法改正により、都道府県には広域的な福祉サービス提供体制の確保や、市町村支援の役割が一層求められることとなる。現時点においては、政省令等の事業の詳細が出ていないことは承知をしているが、府として、法改正をどのように捉え、今後どのような体制整備を進めていくのか。
- ②介護、障害福祉、児童福祉の各分野において、人材不足は深刻な状況である。制度を整備しても、それを担う人材がいなければ地域福祉は成立しない。特に地方部では、職員の高齢化や採用難が進み、事業所の撤退や縮小も懸念される。府は、これまでも介護人材確保対策に取り組んでいるが、法改正を踏まえ、人材確保、人材育成、そして離職防止について、どのような施策を検討しているのか伺いたい。

福祉は、住民の暮らしと、命を支える最後の砦でもあり、法改正によって、地域により支援に差が生じることは、絶対に許されるべきでない。改正法の多くは、その多くが来年度施行であるが、対策が必要な項目も非常に多く、今から準備をしても間に合うのかという懸念もある。そのどのメニューにおいても、現在の我が国が直面している、課題解決のための法改正でもあるので、地域の格差なく、広域自治体の責務として、しっかりと対応して頂きたい。

府においては、地域福祉の体制整備や基盤づくりを担う市町村に対して、複合的な課題に対応するための職員への研修、住民との協働による地域づくりに関する助言を行うアドバイザーの派遣、サービス利用状況等のデータに基づく課題分析などにより支援してきたが、整備状況に差が生じている。

今回の法改正では、急速に進行する人口減少等の社会環境の変化や複雑化する福祉ニーズに対応するため、小規模市町村における包括的な支援体制の整備、頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実、福祉人材の安定的な確保及び定着の支援等を進めていくこととされており、将来にわたって持続可能で効率的な福祉サービスの提供体制の整備を目指す観点から、重要な制度改正であると考えている。

法改正に基づく取組みを進めるにあたって、特に小規模市町村において、専門人材の確保やノウハウの蓄積が難しく、市町村単独で対応することが困難な状況も考えられることから、広域自治体としての府の役割が一層重要になる。今後も市町村の規模や実情に応じた体制整備が促進されるよう、様々な課題に対応したきめ細かな支援を進めてまいりたい。

福祉人材の確保については、介護・福祉現場の人手不足が見込まれる中、必要なサービスを将来にわたって安定的に提供するために、福祉人材の確保と定着を一体的に進めていくことが重要である。府では、市町村・介護事業者・介護福祉士養成施設などで構成される「きょうと介護・福祉ジョブネット」を設置し、人材確保や定着に係る課題や対策について議論し、取組みにつなげてきた。具体的には若者向けにSNSを使った福祉の仕事の魅力発信や学生の福祉現場体験を実施するとともに、再就職者向けにハローワークと連携した就職面接会や求職者セミナーを開催している。

また、人材定着については「きょうと福祉人材育成認証制度」により働きやすい職場環境づくりを支援するとともに、「京都府介護・福祉職場業務改善支援センター」において、キャリアや課題に応じた研修の実施や業務改善に関する助言を行う、現場の負担軽減や業務効率化に取り組んでいる。

法改正においては、都道府県が市町村や地域の事業者、養成機関などで構成する福祉人材確保のための協議会を設置するとともに、人材確保や生産性向上に係る取組みを推進することとされている。府では「きょうと介護・福祉ジョブネット」を法廷の協議会に位置づけ、幅広い世代が福祉職場に魅力を感じ、就職に結びつく仕組みの構築やICT等の活用による生産性向上などをさらに進め、地域性にも配慮しながら人材の確保・定着に取り組んで参りたい。



予算特別委員会総括質疑
次頁に続きます!!



筆

の質問 その2

警察施設のBCP訓練実施について



総括質疑の様子は
こちらの二次元コード
からご覧いただけます!!

警察本部長答弁

先日、大阪府警察・住吉警察署において、大規模災害が発生した場合のBCP訓練として、本部言わば警察機能を住吉大社に移しBCP訓練の実施を行ったとの報道があった。そこでは、机上の演習ではなく、実際に代替場所での訓練を実施することにより、今まで気づかなかった新たな気づきがあったとの事であった。

このたびの補正予算では「警察本部所管」で言えば、宇治警察署建設費が提案されている。他の警察署で言えば、私も以前予算特別委員会で質問をしたが、例えば、私の地元である木津川市の木津警察署は築年数が古い順で言うと、今年で築後40年とはなるが、当時は25警察署中18番目であり、建替の優先度は低い状態であった。ただ、老朽化だけでなく、財政上致し方ない部分もあるが、木津警察署は、ハザードマップ上、早期立退き避難区域内にあり、5m未満の浸水域内に入っている。また、近隣の他の施設で言えば、山城広域振興局木津庁舎も、早期立退き避難区域で5m未満の浸水域、そしてその北側に隣接する道路については、氾濫流区域であり、既往の浸水実績も『有り』という状態である。両施設とも、本来なら移転建替を行うべきであるが、財政上も厳しい状態であり、以前の質問においても、災害時のBCPについては、代替計画の説明があったところである。ただ、これはあくまでも計画であり、その実効性の担保は必ず必要である。この両施設については、木津川左岸堤防の近傍施設であり、立地場所としては危険であることには変わりはない。

とりわけ、地域の安全を担保する警察施設のBCPは、極めて重要であり、財政上、ハード対策が難しいのであれば、ソフト対策、言わばBCP訓練繰り返し行うべきと考えているが、府警察としてBCP訓練の実施に対する考えと、訓練の実施状況、そしてその内容について見解を伺う。

大規模災害の発生時などの非常時において、各種の警察活動の業務の継続性を確保することはきわめて重要である。府警察では、大規模災害の発生など、緊急事態における対処要領を策定し、警察署庁舎が被災して使用不能となった場合を想定した機能移転先の選定と、人員及び物資の搬送手段の確保など、業務継続に必要な措置を講じているほか、職員に対する教養・訓練を計画的に実施することとしている。

現在全24警察署が42箇所の機能移転先を確保しており、各警察署は概ね年1回、警察活動に必要な装備数材の搬出・設置や住民向けの窓口の開設などを内容とする機能移転訓練を実施している。令和7年中は18警察署、本年は6月末現在で7警察署が訓練を実施した。

木津警察署は木津川市役所及び精華町役場を機能移転先として選定している。木津川市役所は警察署に隣接しており、比較的短時間で機能を移転することができるが、ハザードマップ上、浸水域内に入っていることから、浸水リスクの低い精華町役場も機能移転先として選定している。

幹事指摘のとおり、大規模災害発生時における業務継続性の確保は計画の策定だけでなく、その実効性の確保が重要であり、引き続き、計画的かつ実践的な機能移転訓練の実施を重ねることにより、緊急事態における警察活動の業務継続性の確保に万全を期して参りたい。

※BCP (Business Continuity Plan) とは？

事業継続計画のことで、自然災害や感染症などの緊急事態発生時に行政や企業への被害を最小限に抑え、事業を継続させるための計画の事です。我が国は、地震や台風などの自然災害が多い国であることから、行政や企業はさまざまな事態を想定し、あらかじめ対応策を整えておく必要があります。

筆やん
VOL. 2

歴史
散歩

岡田鴨神社

(木津川市加茂町北鴨村4-4)



第1回は
恭仁京跡を
ご紹介しました！
さて、今回は…

今回の筆やん通信の紙面を多く占めた「木津川」のお話。歴史散歩ではその昔、木津川の流れが変化し、水害が頻発した木津川の歴史とともに歩んだ岡田鴨神社をご紹介します。

創建は第10代崇神天皇の時代で、3世紀後半から4世紀前半と言われています。ご祭神の賀茂建角身命(かもたけつぬみのみこと)が八咫鳥(やたがらす)に化身して神武天皇を先導し大和に平定に尽力した後、大和の葛城山から山城国岡田の賀茂(現在の木津川市加茂町)に移られたことで創建されたと言伝えられています。その後、賀茂建角身命は木津川を下り、桂川と鴨川の合流点から鴨川を上り、京都市北区北山に鎮座されたことから、賀茂御祖神社(下鴨神社)が創建されたと言われ、この岡田鴨神社は賀茂御祖神社の元宮と伝わります。

木津川の流れが変わり、水害が頻発したことから、江戸時代に岡田離宮跡(現：天満宮)に遷座したと言われています。前回の「恭仁京」と同様、古くから歴史の表舞台に登場する木津川市加茂町、涼しくなったら、ゆっくり散策してみませんか？



八咫鳥の手水舎

川の瀬の
たぎつを
玉藻か
散り乱れ
川の常
間人宿
の歌

(現代訳：川の瀬の激しく流れる様を見ると、玉藻(たまも)が散り乱れている川(木津川)は常にこうなのでしょう。)

筆
府政相談
府政
ミニ報告会
地域の
研修会など
随時おこなっています！

事務所は2階になります。
お気軽にお立ち寄りください！



木津川市役所そばに事務所を構え、府政のみならず地域のお困りごとの相談の受付、「走る！よろず相談所 筆やん号」での出張相談や、地域や自治会での研修会、少人数でのミニ府政報告会も随時開催しております。

府政といいますと、みなさまには身近なものではないように思われるかもしれませんが、福祉・道路・河川・地域交通などなど、お気軽に下記事務所にご連絡を頂戴できたらと思います。(日程調整をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。)



↑このステッカーの車をご覧になられたら、
お気軽にお声がけください！



↑自治会や地域団体等の研修会などで、
防災や福祉などのお話をさせて
いただいております。

↑よろず相談会の様子



事務所のご案内

発行 京都府議会議員 ふでやす 祥一 筆

京都府議会議員 ふでやす 祥一事務所

〒619-0214

京都府木津川市木津南垣外118-3 井関ビル203

☎ 0774-66-7733

☎ 0774-66-7732

✉ yoshikazu.fudeyasu@gmail.com